

## (8) 県单独補助事業

土地改良施設機能診断事業	事業主体 土地改良区等	所管課班 農村整備課 水利施設保全班
--------------	-------------	-----------------------

### 趣 旨

経年変化により、機能低下が懸念される土地改良施設を対象に、機能診断劣化度の評価、整備補修年次計画作成整備補修工事を併せて行い、施設の長寿命化を図るもの。

### 事業の内容

- 1 外観及び分解検査による劣化度合の測定・健全度評価
- 2 施設診断カルテ及び整備補修年次計画又は機能保全計画の作成（必須）
- 3 小規模な整備補修（緊急的な整備補修を含む）

※事業実施期間 平成29年度～令和3年度

### 採 択 基 準

- ・ 土地改良事業等で造成した受益者数が農業者2者以上の土地改良施設（用排水機場，頭首工，水門，水管理施設等）
- ・ 1地区の受益面積の合計がおおむね10ha以上
- ・ 1地区の事業費が170万円以上の地区（複数施設可）

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	土地改良施設機能診断事業	-	30	30	40	市町村が30%以上助成する場合に限る

みやぎ都市農村交流 アドバイザー派遣事業	事業主体	県	所管課班	農山漁村なりわい課 交流推進班
-------------------------	------	---	------	--------------------

## 趣 旨

都市と農山漁村との交流や農林漁業体験活動等（以下「交流活動」という。）の開始から実践、継続において発生する課題の解決等を支援するため、交流活動を行う団体等（以下「活動団体」という。）に対して、助言・指導等を行う各分野の専門家等（以下「アドバイザー」という。）として派遣し、地域資源を活用した多様な交流活動の推進を図る。

## 事業の内容

### 1 概要

県は、交流活動を支援するため、次の事項に関する助言及び指導を必要とする活動団体に対して、アドバイザーを派遣する。

- ① 農林漁家民宿・レストラン及び農林水産物直売所等の開業や経営改善等に関し、その起業や経営者の資質向上等に必要なノウハウについて
- ② 補助事業等で整備した交流活動に関する施設等の利用の向上や活性化について
- ③ その他、交流活動の推進に必要と認められる事項について  
(経営改善、景観づくり、地域デザイン、地域ネットワークづくり、郷土史・芸能、郷土地理・気象、食品開発・生産方式、販売・マーケティング等に関すること)

### 2 派遣対象者

派遣対象となるのは、交流活動を行う団体等であり、かつアドバイザーへ依頼する助言・指導内容が具体化している者で、県が派遣による効果が見込めると判断したときにのみアドバイザーを派遣する。

### 3 派遣回数及び指導時間

- ① 1団体につき原則年間3回まで（1回3時間まで）
- ② 活動団体の負担 派遣一回につき1,000円

### 4 事業実施期間

令和3年度～令和6年度

農業水利権管理事業	事業主体 県	所管課班 農村振興課 広域水利調整班
-----------	--------	--------------------------

### 趣 旨

宮城県が河川法第23条に基づき取得した水利権使用許可の更新申請の基礎資料を作成し、計画的かつ円滑に更新手続きを行うことにより、農業用水の確保を図るためのもの。

### 事業の内容

- (1) 水利使用の許可申請書の作成
- (2) 現況調査及び検討
- (3) 水利使用の許可申請書に添付する関係図書の作成
- (4) 河川からの正確な取水量測定を合理化する体制整備
- (5) その他

### 採択基準等

宮城県が河川法第23条に基づき取得したかんがい用水の水利権を対象とし、別に定める農業水利権管理事業取扱要領による。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	農業水利権管理事業	-	100	-	-	

中山間地域農地保全支援事業	事業主体	市町村 土地改良区等	所管課班	農山漁村なりわい課 中山間振興班

### 趣 旨

営農条件不利地が多い中山間地域において、多様な農業者の営農継続により農地保全を図るため、小規模農地を対象にした簡易な基盤整備を実施し、作業効率向上や作業安全性を確保するもの。

### 事業の内容

#### 1 小規模農地の簡易基盤整備

(1) 田の区画拡大 (2) 暗渠排水 (3) 湧水処理 (4) 水路整備 (5) 石礫除去 など

#### 2 工期は単年度

#### 3 事業実施期間 令和元年度～令和5年度

### 採 択 基 準

事業は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 法指定の中山間地域における農用地
- (2) 受益者2戸以上
- (3) 事業費50万円以上
- (4) 国庫補助事業要件に該当しない農用地
- (5) 耕作継続(5年間)誓約書の提出

負担割合	区 分	国	県	その他	備 考
	中山間地域農地保全支援事業	—	定額 (下表)	—	

事業種目	単価(千円)	事業種目	単価(千円)
区画拡大	105/10a	石礫除去	145/10a
暗渠排水	105/10a	ゲラントカバーフラット	47/100m <sup>2</sup>
湧水処理	100/100m	管理作業ステップ	20/10m
水路整備	70/10m	畦越えスロープ	20/箇所
客土	65/10a	農作業道整備	60/10m

農地等地域整備構想策定支援事業	事業主体	市町村	農村振興課
		土地改良区	地域計画班

## 趣 旨

県営事業について、土地改良法の規定による事業申請者は、土地改良法に携わる関係者の合意に基づき、地域の現状と課題を整理し、県営事業の実施によって目指す農村地域の将来構想等を明らかにした「農地等地域整備構想」を策定しなければならない。本事業では、地域住民等の主体的取組と創意工夫を基本とした「農地等地域整備構想」の策定を助成し、農業農村整備事業の効率的かつ円滑な推進を図るものとする。

## 事業の内容

「農地等地域整備構想」策定に向けた市町村及び土地改良区の活動を支援する。  
農地中間管理機構関連農地整備事業の活用を目標とする場合は、農地調査に関する活動を支援する。  
「農地等地域整備構想」は地域振興に関する各種計画と調和がとれ次の1～3のいずれかの項目及び内容が盛り込まれていることとする。

- 1 農地整備型
  - ①基本方針
  - ②農村活性化目標
  - ③地域の現状
  - ④農村活性化実行計画
  - ⑤農地調査等
- 2 土地改良施設整備型
  - ①施設管理強化に関する事項
  - ②財務管理強化に関する事項
  - ③受益農地管理強化に関する事項
  - ④土地改良区の統合整備強化に関する事項
  - ⑤研修・人材教育に関する事項
- 3 農地等防災・減災対策型
  - ①市町村の概要、災害対策上の課題
  - ②今後の防災・減災対策の推進方針
  - ③防災・減災対策の取組状況

## 実施要件

- 1 実施地域は、宮城県農業農村整備事業等実施要綱に定める事業管理計画に位置付けがあるなど、計画的に県営事業の実施が見込まれる地区を含む地域とする。
- 2 農地整備型の実施地域は、数集落を単位とした広がりをもつ地域で、地域づくりについて地域住民の熱意及び意欲が高く、市町村等による支援体制が整備されることが見込まれる地域とする。
- 3 土地改良施設整備型は、地域の課題が明確であり地域整備構想策定による体制強化が見込まれる地域とする。
- 4 農地等防災・減災対策型は、地域の災害対策上の課題が明確であり、地域整備構想策定による防災・減災対策の体制強化が見込まれる地域とする。

## 事業主体

- 1 農地整備型については、市町村又は土地改良区とする。
- 2 土地改良施設整備型については、土地改良区とする。
- 3 農地等防災・減災対策型については、市町村とする。

## 補助額

### 定額

- 1 構想策定支援 1 地区あたり50万円／年以内とする。2カ年の継続を可能とする。
- 2 農地調査活用地区 1 地区あたり60万円／年以内とする。
- 3 1に加えて、2を活用する場合は、1地区あたり110万円／年以内とする。